

船舶事故調査報告書

平成25年2月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成24年10月2日（火） 08時49分ごろ
発生場所	熊本県八代市八代港 八代港防波堤灯台から真方位090° 640m付近 （概位 北緯32° 31.4′ 東経130° 32.4′）
事故調査の経過	平成24年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 第二 ^{とみまさ} 富正丸、1.2トン KM3-46857、個人所有 6.92m (Lr) × 1.91m × 0.57m、FRP ディーゼル機関、139.80kW、昭和61年9月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月8日 免許証交付日 平成21年6月1日 （平成26年10月11日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）、重傷 1人（同乗者）
損傷	本船 船首部大破、機関等が濡損 灯浮標 標体に凹損及び擦過傷、やぐら支柱に曲損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、八代港内港の県営棧橋を出港し、船長が操縦席に腰を掛けて手動操舵を行い、同港内を西北西進していたところ、平成24年10月2日08時49分ごろ八代港第1号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に衝突した。 本船は、衝突した反動で一瞬後退したが、その後、船首部が同灯浮標の標体に乗るようになるように左回頭して約2～3回旋回した後、左舷側から横転し、船底を上にして転覆した。 同乗者は、本船の甲板で顔面を強打し、しばらくして気を失い、気が付いたら転覆した船内で水面に浮いており、着用していた救命胴衣を膨脹させる操作を行った後、船長に声を掛けたが、反応がなかったので、船外に出て船底によじ登った。

	<p>同乗者は、知人に携帯電話で事故の発生を連絡していたところ、事故を目撃した漁船に救助され、再び気を失い、病院へ搬送されて顔面骨折（４か所）、左肘及び左膝裂傷などと診断された。</p> <p>船長は、現場に出動した消防の潜水士により船内から運び出されて病院へ搬送され、死亡が確認された。船長の死因は、出血性ショック死と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 ２、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>同乗者は、本船の後部に設けられていた蓋のない左右２つのいけすの仕切りをまたいで前向きに座っていたが、前方の視界は操縦席によって遮られていた。</p> <p>同乗者は、本船が０８時４４分ごろ出港したこと、０８時４７分（写真機の撮影時刻の記録）ごろ写真撮影を行い、その約２分後に衝突したこと、速力が全速力に近い高速だと感じたこと、及び横転直前に機関が停止したことを記憶していた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>八代港管理事務所の職員が、０８時３０分ごろ出港準備中の本船を目撃した。</p> <p>本船が衝突した本件灯浮標は、緑色灯付きの緑色塗装されたやぐら形浮標であり、標体の直径が約２．６ｍ、灯高が海面上約４．５ｍの左舷標識であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、八代港内港において、西北西進中、本件灯浮標に衝突したものと考えられるが、操船していた船長が死亡したため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、出血性ショック死であった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、八代港内港において、西北西進中、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の見張りを行うこと。